

ニューカマー生徒を受け持つ学級担任の生徒理解や 支援の現状と課題 ー京都市立中学校教員への実態調査の分析を通してー

伊藤 悦子・西村 府子*

Homeroom Teachers' Understanding and Support of New-comer Foreigners:
Analysis of Questionnaire Given to Kyoto Junior High School Teachers

Etsuko ITO and Motoko NISHIMURA*

Accepted July 20, 2012

抄録: 1992 (平成 4) 年に出された京都市立学校外国人教育方針に示される在日コリアンへの教育実践の応用として、ニューカマー生徒を支援するという観点から、学級担任の実態調査を分析した。その結果、支援事業があるものの、周知徹底が十分でないことやセンター校の配置が必要ことがわかった。それとともに、学級担任の関わり方の実態として、生徒指導上の関わりや学力の把握については「日本人生徒」同様に多くの教員が実践しているが、ニューカマー生徒独自の支援については未だに不十分で、担任教師の「多文化の視点」が弱いことを生徒の名前をめぐる回答や自由記述から指摘した。ここでいう視点とは、ニューカマー生徒の保護者や家庭の文化的背景をも含めて生徒を理解するという視点であり、生徒の立場から学校文化や自分自身を問い直すという視点であることを論じた。

索引語: ニューカマー, 学級担任, 生徒理解, 多文化の視点

Abstract : This study, in light of the Kyoto City policy of education formulated in 1994 as an educational guideline concerning Old-comer foreigners (resident Koreans), analyses a questionnaire given to homeroom teachers from the viewpoint of support for New-comer students (foreign students or students with foreign background and/or connection). Results show that despite there being programmes of supports, knowledge of such was inadequate and that a need exists for coordinating base schools. As well, in terms of actual classroom practice and understanding of ability and guidance, many homeroom teachers conduct classes as if all students were Japanese natives, which points out a continuing lack of support for the individual New-comer and that, from the free comments and questions concerning students' (foreign) names, a multicultural perspective is weak. This study argues for an understanding of students—inclusive of their guardian's or family's cultural background—and that self and school culture be re-examined from the position of the student.

Key Words : new-comer foreigners, homeroom teachers, student understand, multicultural perspective

* 京都市立京都御池中学校 (京都教育大学大学院教育学研究科 2011 年度修士課程修了)

1. はじめに

日本に暮らす外国人は、以前は韓国・朝鮮籍が最も多く、全外国人の 90%以上を占めていた。しかし、そのトップの座は 2007（平成 19）年に中国籍に取って代わられた。これはニューカマーと呼ばれる新渡日外国人の増加が原因である。1970 年代からインドシナ難民の受け入れ、中国帰国者二世・三世の受け入れ、1990（平成 2）年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改定に伴い日系ブラジル人等の南米からの労働者を受け入れたこと等が、新渡日の外国人の増加に拍車を掛けた。また、1980 年代以降にアジアからの留学生が増加したこともあり、以降日本社会は国際化への道を歩んでいる。

社会の国際化は当然学校現場にも押し寄せ、特に 2000 年代に入ってから筆者の一人である西村の勤務する京都市の学校現場でもニューカマーの子どもたち¹⁾に対する取組は急務となった。京都市は 2007（平成 19）年に「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」²⁾を実施し、それを受けて、2009（平成 21）年 3 月にはこれまであった「外国人教育方針」を補足するような形で、「外国人教育の充実に向けた取組の推進について（通知）」が教育長より出された。しかしながら京都市の外国人教育は在日コリアンを中心とした教育で、ニューカマー生徒に対応する実践は伏見区の多数在籍校を除いてあまり進んでいないのではないだろうか。

在日コリアンの子どもたちに対しては、本名を呼び名乗る取組や在日コリアンのもつ異文化を理解する取組、学力保障や進路保障に関する取組等が 1970 年代以降から徐々に始まり、1977（昭和 52）年には 88.6%であった高校進学率が 1997（平成 9）年には 94.8%に上昇した（京都市立中学校教育研究会外国人教育部会の調査＜以下中外研という＞）³⁾。京都市では 2000 年代に入ってから進学率の調査が実施されていない。「中国帰国生徒」のみに特化して数を挙げると、日本人生徒進学率 97%に対して「中国帰国生徒」進学率は 91%となっている⁴⁾。数字だけを見れば大差ないと感じそうだが、その内訳まで入念に見ると、「中国帰国生徒」の場合、全日制国公立・私立の割合が低く、全日制以外への進学が多い。進学状況では、明らかに日本人生徒との格差が見られる。

増加するニューカマー生徒への教育行政の支援政策や学校における支援政策については、臼井智美の一連の研究⁵⁾がある。ただ、臼井の調査対象は「外国人児童生徒教育を行う教員」とあっても、日本語指導教員を対象としており、日常的に児童生徒と向き合っている学級担任を対象にしたものではない。また、教職員研修の実施状況調査も、各都道府県レベルであって、政令指定都市を含めた市町村調査ではなく、またその調査対象も教育委員会サイドのみを扱っていて、委員会が提案しているシステムが現場に行き届いているかは不明である。また、新倉涼子（2002）⁶⁾が学級担任の意識調査を実施しているが、課題を把握するための基礎的研究の域を出ていない。

そこで、ニューカマー生徒を担当している学級担任の実態（支援施策の把握と利用状況）を調査するとともに、これまで培われてきた京都市の外国人教育の柱である「本名を呼び名乗る」実践についてニューカマー生徒に対してどのように考えているかを中心に検討することとした。というのも、京都市は在日コリアンの民族差別を撤廃し、彼らの進路を保障することを大きな柱とした外国人教育方針を 1992（平成 4）年に策定し、京都市立中学校教育研究会外国人教育部会という教員の研究組織がその実働を担ってきたという経緯がある。そうしたオールドカマーへの人権教育を継承しつつ、ニューカマー独自の課題（日本語指導の必要性）にも対応できているかを、学級担任レベルで実態を把握し、そこから支援のあり方を考える必要があるからである。特に通名を使っている子どもや、保護者の片方が外国籍の場合、子どもたちが自分自身や保護者を恥ずかしい存在と思ったり、自信が持てないな

どアイデンティティの問題を抱えている場合がある。そうした子どもの内面や社会的困難まで含めて「生徒理解」をすることが従来の外国人教育方針から継承すべき、教員の大きな課題である。また、保護者との連携も、人権教育の一部として位置づけられている外国人教育の重要な課題である。こうした点について、実態を把握し、今後の実践のあり方を考察することが本稿の課題である。

2. 実態調査の概要

2011（平成 23）年 2 月中旬に、京都市立中学校 73 校⁷⁾の管理職に直接電話をかけ、ニューカマー生徒の在籍有無を確認した。その中で 52 校にニューカマー生徒が在籍しているという管理職からの回答を得た。同時に「在籍有」と回答を頂いた学校については、その生徒を担当されている先生の数を確認した。52 校のそれぞれの学校規模や、管理職から確認できた担任数に応じて、担任の先生にご回答頂けるように依頼し、質問紙調査を配布した。各校に 2 週間留め置き、郵便にて回収した。期限は 2 週間留め置きとしたが、年度末の多忙期と重なってしまったため、最終的には 3 月下旬までの時間を要した。52 校のうち 45 校、104 名の先生方から回答を頂いた。

104 名の回答者は、教職経験 5 年未満 26 名、逆に 20 年以上が 26 名で年齢的に 30 代の教員が少ない。これは京都市の教員の年齢構成を反映していると言える。教科は英語科が 23 名と一番多く、23 名の内 11 名は英語圏の国をルーツにもつ生徒（アメリカ・イギリス・フィリピン）を担当しているので、それらの先生にとっては対応しやすいかも知れない。しかし、今回調査で挙がってきた生徒たちの背景にある国は、中国、フィリピンが多いが、他にジャマイカ、インド、タイ、パキスタン、ロシア、ボリビア、ペルー、ニュージーランド、インドネシア等で、18 か国（無記入・「ルーツ 3 人くらい」という表現で記入の先生あり）と多様であり、保護者対応には通訳が必要であることが確認できる。

3. 京都市の支援策の把握状況

京都市はニューカマー生徒対象に日本語学級を設置するとともに、主に 5 つの事業⁸⁾を実施している。その周知・利用状況の結果が次頁の図 1 と図 2 である。図 1 は回答者すべての回答であり、図 2 は日本語指導要生徒の担任の回答である。グラフ内の数値は実人数を示している。

5 つの事業のうち、「日本語指導ボランティア派遣事業」が最も利用されているし（35 名）、周知もされており、当然、日本語指導要生徒の担任の方が利用度（49 名中の 26 名）も周知度も高い。ただ逆に、担任している生徒が日本語指導を受けているはずなのに、その事業について「知らない」と答えている担任が 6 名いる。調査は 2 月に実施しているので、担任期間が短いということではないだろう。京都市側の情報普及の問題ではなく、担任の情報獲得の問題ではないかと思われる。

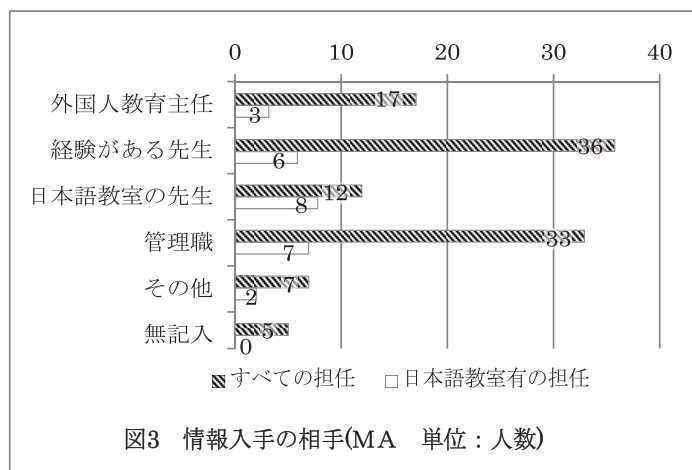
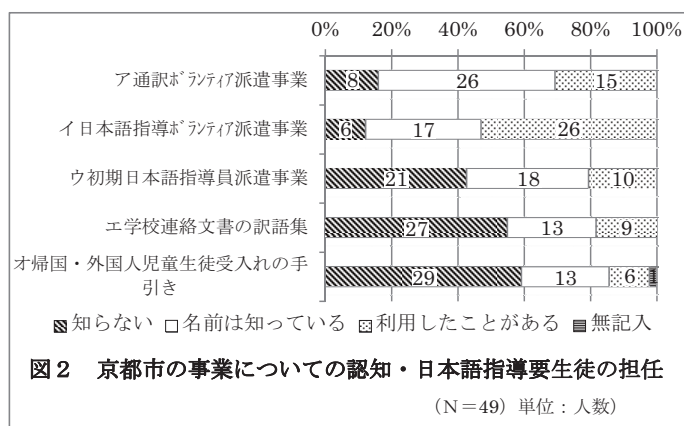
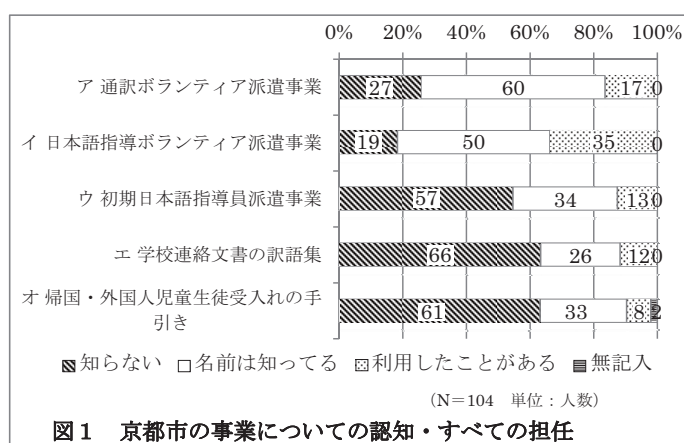
他の項目である「初期日本語指導員派遣事業」は来日したばかりの生徒のための事業であるため、利用が限られていたり、「知らない」人が多いのは必要性の問題として理解できる。しかし、「学校連絡文書の訳語集」や「受け入れの手引き」などを「知らない」人がそれぞれ 66 名、61 名で過半数を超えている。（図 1）その傾向は日本語指導が必要な生徒の担任も同じであり、支援策が生かされていないことがわかる。これは、4 月の段階でニューカマー生徒を初めて担任しても、そのための情報を得るこ

とができる研修が夏に開かれることの問題を臼井が指摘しているが⁹⁾、現在の京都市の場合、そもそも研修が悉皆研修ではないため、2月の時点でも研修を受けていない担任がいる可能性を示している。そのため周知徹底できないのであろう。

現にこれら施策を知った経路を尋ねたところ、図3に明らかなように、日本語教室の有無にかかわらず、これら施策の情報入手は「経験者」「管理職」からが多く、校務分掌上その役割を果たすべき「外国人教育主任」から入手している人が少ない。また、京都市で日本語学級が設置されている中学校は8校¹⁰⁾で、当然そうした学校では「日本語教室の先生」から情報を得ているが、実は日本語教室がない「他校」の担任も「日本語教室の先生」から情報を入手していることがわかる。

これらのことから、京都市の外国人生徒支援の施策をより有効活用するために、まずはより周知徹底するための工夫が求められている。現にこの実態調査に答えることで、これら施策を知ったという担任の自由記述もあった。学級担任に対する研修の強化と、担任間のネットワークづくり（経験のある先生から伝達を促進する）、さらには日本語教室のある中学校がセンター校となって支援策を周知徹底していくシステムが必要なのことがわかる。

また、「通訳ボランティア派遣事業」については、比較的周知はされているものの、使い勝手の悪さが自由記述において指摘されていた。「困った時の素早い対応を希望。進路で書類を説明したい→2週間後に来てくれる→遅い」というのは、通訳ボランティアを利用している担任の先生の率直な意見である。この意見が示しているように、申請から派遣までに時間がかかってしまい、本当に必要な時に来てもらえないという不便さがある。通訳ボランティアの必要な時期というのは、家庭訪問や個別懇談等の時期であるが、年間の派遣回数・派遣時期が前期・中期・後期の中で10回までと決まっている。また、タイ語やスペイン語（南米系生徒対応のため）等、言語によっては、対応してもらえないまでに



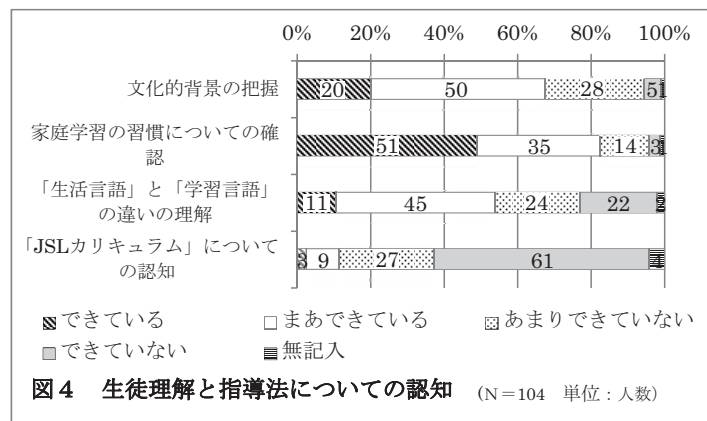
時間のかかるものもあり、申請しておいても実際に来てもらえたのは、全然通訳を必要としない時だった、というようなこともある。支援策が有効に利用できるような運営上の工夫が必要である。

4. 生徒理解と生徒との日常的な関わり

以上のような改善をすることで、京都市の支援事業が現場で有効に活用されることになるだろう。ただ、これらは基本的には日本語の理解が不十分な生徒や保護者に対応する施策である。外国人生徒については日本生まれで日本語には不自由していない子どももいるが、彼らの場合、日常的な関わりに支障がないため、教師にとって問題があると意識されにくい。そうした子どもでも、日本語能力不足の問題（生活言語は習得しているが学習言語は不十分である）や「日本的教養の不足」、たとえば日本人の多くが知っている昔話や慣習を知らないことなどから、学校文化に不適應を起こしたり、学力的な課題を引き起こしたりしがちである。また、そのことから外国にルーツを持つ子どもたちの中には自己卑下や帰属に関するアイデンティティの問題を引き起こしている。そうしたことを含めた生徒理解を学級担任が行っているかを尋ねた。

(1) ニューカマー生徒に対する生徒理解

ニューカマー生徒を指導していく上で、子どものもつ背景（母国の文化・習慣等）、家庭学習の習慣、言語能力の確認、第二言語としての日本語指導の方法について知っておく必要がある。それらについての理解状況を尋ねた結果が図4である。文化的背景の把握については、「できている」「まあできている」の回答を合わせると、70名（67.3%）と半数以上に上る。また、「家庭学習の習慣の確認」についても、「できている」「まあできている」の回答を合わせると、86名（82.7%）にも上り、担任業務として必要な内容に取り組んでいると考えられる。



かつて外国人教育の実践者の中でよく懸念されていた事柄として、在日コリアンの子どもたちに、「みんなは“お正月のお雑煮、どんなん食べる?”」というような質問は不適切であると言われてきた。「みんな」という言葉が日本文化に親しんでいる人間を前提にしているからである。そうした日常的な行為を問うものとして「文化的背景の把握」が必要であり、「あまりできていない」「できていない」状態の改善が望まれる。

また、平成19（2007）年に発行された「帰国・外国人児童生徒受け入れの手引き＜全市版・試案＞」（京都市日本語指導・支援体制連絡協議会）では、「受け入れ時に聞いておきたい項目」として18の項目（名前、生年月日、出身地、来日年月日、来日の目的、在日予定期間、過去の在日経験、日本語の援助をしてくれる人、家族構成、使用可能言語、家庭での使用言語など）について把握することを求めている。先に見たように「手引き」を利用したことがある人はわずか8名であった。「手引き」が求

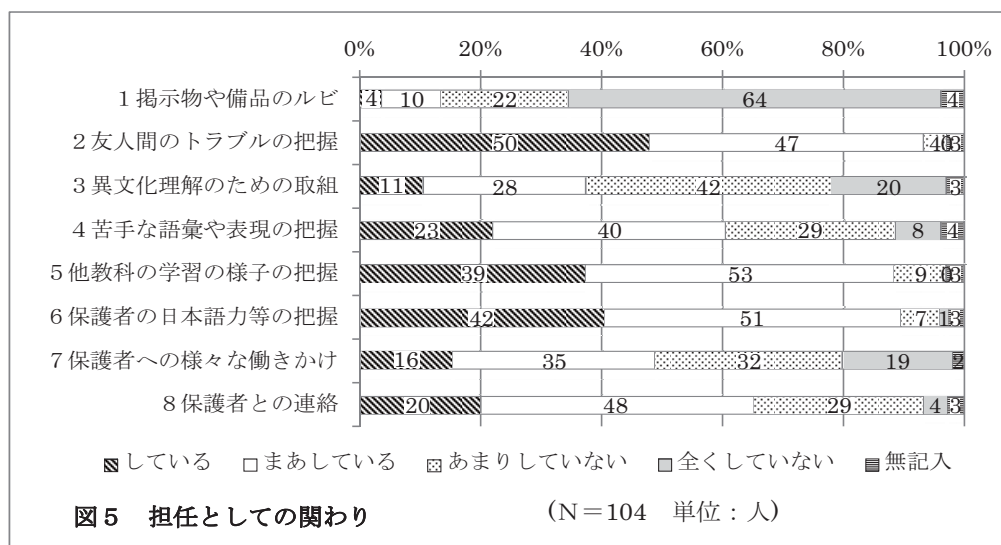
めているような内容を含めた生徒理解になっているとは思われず、「文化的背景の把握」の内実を問う必要があるだろう。

また、「家庭学習の習慣の確認」についても、その生徒のもつ母文化によっては、いわゆる「宿題」という習慣がないことも想定できる。また、日本生まれの生徒であっても、後の自由記述に見るように母親がフィリピン人の場合、日本語に不自由で「宿題」を手伝うことは幼い時から困難な場合もある。そのようなことも含めた「家庭学習の習慣」についての確認が必要であるが、ここでは不明である。

「生活言語」と「学習言語」の違いの把握については、「できていない」「あまりできていない」を合わせて、46名（44.2%）であった。生活言語を習得し日常会話を不自由なくしていても、学習言語がわからず授業態度に問題が見られたり、学力の定着が遅れたりすることはあり得る。両言語の違いについて理解しておくことはニューカマー生徒にかかわる基本事項であることから、ニューカマー生徒独自の課題についての研修の徹底が望まれる。また、「JSL カリキュラム」の認知については、「できている」「まあできている」を合わせても、12名（11.5%）と極めて少ない。日本語の不十分な生徒には、基礎的な事項を母語で学ぶための良い手だてである上に、文部科学省のHPから簡単にアクセスできるので、広く周知を図り理解してもらうことが重要である。

(2) 担任としての関わり

図5に挙げた項目の中では、とりわけ「友人間のトラブルの把握」、「他教科の学習の様子」の把握を「している」「まあしている」の合計がそれぞれ93.2%（97名）、88.4%（92名）で比較的高かった。子どもの学校での様子の連絡については、一般の生徒に対しても頻繁に行われるし、他教科での学習の様子についても成績の把握上できていて当然の事柄である。友人関係や他生徒とのトラブルの把握についても、学級内の生徒に関しては知っているのは当然なので、ここに挙げた「友人間のトラブルの把握」、「他教科の学習の様子」の数値が高いのは、あくまで生徒指導上の把握を「日本人生徒」と同じように実施しているということであろう。



該当生徒のことをニューカマー生徒である、マイノリティの生徒であるという視点に立って「特別な支援」や「特別な配慮」を要すると捉えているのであれば、「掲示物等のルビ」、「異文化を理解する

ための取組」についてもある程度の取組が求められる。しかし、これらの項目を「している」「まあしている」の合計がそれぞれ 13.4% (14 名), 37.5% (39 名) で、「友人間のトラブルの把握」「他教科の学習の様子」の把握」に比べると、かなり低い数値になる。ニューカマー生徒が少数点である学校ではなかなか取り組みにくい事柄なので、その生徒の母文化をピンポイントにして捉えて取り組むのではなくてもよい。様々な生徒が学級の中にいることをクラスメートが理解した上で、担任が折にふれては多文化や異文化に関する投げかけができる学級であれば、マイノリティの子どもにとってはとても安心感をもってその学級の一員として存在できる。学級内の物的環境や人間関係作りに異文化の存在を意識する学級経営が求められている。

また、つまずきそうな語彙や表現の把握を「している」「まあしている」は 60.5% (63 名) であった。母語を日本語としない生徒には、日本人が思いもよらないところで自分の意思が伝えられない場面がある。どうしても語彙が少なかったり、日本語の微妙なニュアンスがわからなくて、うまくコミュニケーションが取れない場面に出くわすことがある。とりわけ中学 3 年生を担当している場合、慎重に日本語力を把握しておく必要がある。進路実現を控えた 3 年生の場合、自分の将来について決断を下さなければならない場面や、自分の意志を伝えなければならない場面に向き合わなければならない。そんな大きな試練に立ち向かう中学 3 年生のニューカマー生徒を担当する時には、きめ細かな配慮の一つとしてつまずきそうな語彙や表現について十分に把握しておく必要があることを指摘しておきたい。

(3) 保護者との対応

図 5 の「保護者の日本語力の把握」、「保護者への様々な働きかけ」、「保護者との連絡」については、担任と保護者の連携に関する回答である。「保護者の日本語力の把握」は、「している」「まあしている」の回答は 89.4% (93 名) と高い。「保護者の日本語力の把握」については、日常のいろいろなやり取りの中で把握することはそれほど困難なことではない。「している」「まあしている」という回答をしている担任の先生が多いのは、そのためと考えてよいだろう。

しかし、7 の質問「定期的な懇談以外の機会に日本の学校システムについて説明しているか」(項目「保護者へのさまざまな働きかけ」) に対して、「している」「まあしている」という回答はかなり減ってしまう (49.0%, 51 名)。保護者の日本での居住年数によっては、日本の学校システムだけではなく、日本人にとっては思いもよらない場面で戸惑いを感じていることがある。とりわけ、3 年生の進路決定の時期には、日本人保護者でもわかりづらい京都の入試システムを理解してもらうのは、至難の業である。

「3 年生での担任であったので、進路の選択に関して助言するための情報が手に入りにくかったと感じた。サポート体制の整った高校がまだまだ少ないことを再確認させられた。」、「保護者との言葉の壁が厚い。特に進路の話となると、専門的な言葉が多く、説明が大変である。ボランティアの方に御世話になってはいるが、日々の細かい連絡は伝えるのが困難。話がかみ合わないことがある。」、「進路指導の時に母親が日本語が読めず、就学支援などで申請をするときにいろいろとサポートをした。私自身が英語を習得すれば良いのですが、そんな母親が簡単に相談できる場所があれば、母親も安心だと思います。」等という意見が自由記述欄に書かれていた。保護者との対応は日本人保護者以上しておく必要があり、「特別な働きかけ」が弱いことが今回調査で明らかになった。

京都の入試システム、高校就学にかかる費用、学力試験等のみならず、高校が義務教育ではないこ

と自体を、3年生の進路選択の時期からだけではなく、1年生の頃から説明し、準備をしておいてもらう必要がある。したがって、保護者の日本語力の程度によってなかなか連携の取りにくい点ではあるが、ここは丁寧に取り組んでいくべき点である。

同じことは「保護者に子どもの学校での様子を密に連絡しているか」（項目「保護者との連絡」）について「している」「まあしている」が65.4%（68名）であったこととも関連してくる。自分の子どもが学校生活に溶け込んでいるかというような心配は、外国人保護者だけではなく日本人保護者でもあるものである。しかし、外国人保護者の場合、保護者が学校からの配布物を読むことができないなどの課題があるため、とりわけ丁寧な連絡が必要になってくるだろう。

実際、外国人保護者自身に日本語力の課題があり、社会的に孤立しやすい立場にあることが自由記述に記されていた。

「今担当している生徒は、母がフィリピン人、父が日本人で、3人兄弟の5人家族です。お母さんは文字（日本語）は書けませんが、会話は全く心配いりません。父が多大なサポートをしてくれているので、特に学校側での配慮はしていません。以前に担当していた母（フィリピン人）と子と2人で、母は日本語はまあまあ、子は発達にグレーゾーンがあるというケースがあり、2人のコミュニケーションが上手くとれない…ケースがあり、サポートの必要性を感じました。」

「生徒自身は日本で生まれ育っているので、特に意識したことはない。母親がフィリピン人で、日本語をあまりうまく話せないが、三者懇談やその他の家庭への連絡はすべて父親と行っているので、今はまだ特に支援は必要無いと思われる。」

この二つは、自由記述欄にあった意見だが、「父がサポートしてくれている」「家庭への連絡はすべて父親と行っている」という時点で、子育てに関して母親を疎外していることになる。日本語のわかる父親に対応してもらうことが学級担任として現実的であっても、外国人の母親を保護者として位置づけ、「日本語のわからない、手間のかかる人」ではなく、異文化の背景をもつ人として認めることが求められている。生徒や保護者の持つ異文化を認め、尊重することは、次に見る名前の使用に対する態度とも関連している。

5. 名前—文化的背景を尊重する意味

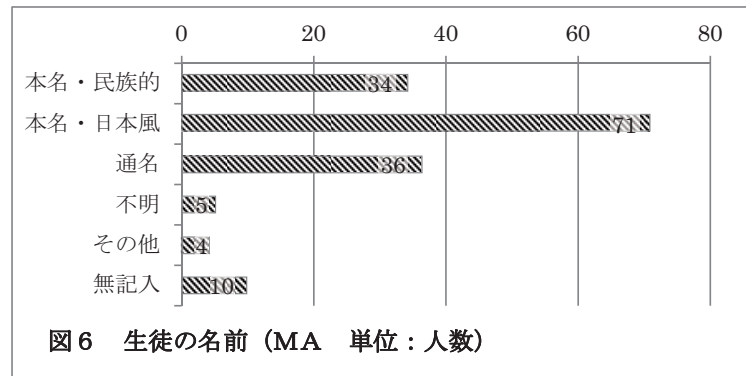
（1）通名使用とそれへの態度

在日コリアンの教育実践では「本名を呼び名乗る」働きかけが大切にされてきた。現に1994（平成4）年の京都市立学校外国人教育方針では「在日韓国・朝鮮人児童生徒が通称名（日本式氏名）を名乗ることについては、当然視することがあってはならない。民族差別がもたらした民族の主体性に関わる矛盾としてとらえ、在日韓国・朝鮮人児童生徒が自ら本名を名乗ることができる学級づくり、学校づくり等を推進するとともに、基本的には本名を名乗ることに向けて保護者・本人と十分な話し合いを行うこと」及び「個々の指導課題の的確な把握と、その解決に向けての理解と協力を得るため、家庭訪問を緊密に行うなど保護者との連携を深めること」とされてきた。異文化の生徒を日本人と同様にとらえるのではなく、異文化・多文化を理解しようとするまなざしを持ち、子ども自らが自分の文化的背景を大切にできるように育成することを目指してきたのである。

しかし、ニューカマーの子どもの場合も、特にアジア系の子どもは通称名を使用する場合があります、名

前をめぐる問題は在日コリアンに限った問題ではない。名前から外国人であるとわかっていても、その存在や名前・文化を尊重する視点、多文化の視点を持って、外国人として本名を使用できるような学級づくりをし、保護者や子どもが安心して本名で生きられる学級を作る責任が学級担任にはあるだろう。

図6は生徒の名前についての回答である。学級担任が複数のニューカマー生徒を担当している場合もあるので回答は104を超えている。無記入は教員の数であり、無記入部分を一教員一名の生徒として考えると、ニューカマー生徒は全体で160名いることになる。そのうち、通名使用の生徒が36名もあり、在日コリアン



生徒のみならずニューカマー生徒の場合も通名使用者が多数いることがわかる。不明等は本名か通名かすら担任が把握していないのではないと思われる。「本名・日本風」の中には、ダブルネームがあるが学校には届けていない場合や、韓国人の場合は日本読みをしている場合なども含まれているだろう。

ニューカマー生徒の把握はなかなか難しいのだが、その原因の一つとして、この日本風の本名や通名の使用が挙げられる。ニューカマー生徒と言っても、そのルーツである国によっては、名前を見た限りではそれとわからない生徒もいるからである。「日本人」として紛れてしまいがちなニューカマー生徒を担当の先生方がどう捉えているかという点、自由記述の内容からその姿勢をうかがい知ることができる。自由記述欄に回答を記入してくれた先生は、104名中52名である。回答の内容は、大別すると下記の表のとおりである(表1)。

自由記述の具体的な内容については、①は本名肯定派で、「普通に本名を名乗れる社会が実現されるよう取り組みたい」というような内容である。

②は「本人の意思や家庭の意向に任せる」というもので、「本名を名乗れる社会こそ望ましいが…」というように記述をしている先生もいるが、若干消極的な姿勢を感じてしまう意見である。京都市の外国人教育方針の中には「在日韓国・朝鮮人児童・生徒が通名(日本式氏名)を名乗ることについては、当然視することがあってはならない。」と明記されている。にも関わらず、それがニューカマー生徒のこととなると、方針にあるその文言はまるで該当しないかのように片づけられている。「家庭の方針に任せる」という意見も多数あったが、「家庭の方針に任せる」では、教師がまるで名前

の問題については棚上げする状態になってしまっている。

③は「日本風の名前・通名の使用をせざるを得ない状況が今もあるのだと思う」というような外国人問題全般に関するような意見であった。「日本社会で生きていく上で、(日本式氏名や日本風の本名を使用する方が、)今現在の流れである」というようなことを自由記述に書いている教師もいたが、その「日本社会の今現在の流れ」を肯定し、助長するような姿勢でいいのだろうか。通名とか日本式氏名のあること自体が日本社会に潜む弊害である、ということに教師として気付く必要がある。

表1 「名前について」自由記述内訳

①できれば本名を	6名
②本人・家庭の意向に任せる	20名
③日本社会の問題	6名
④特に問題なし・必要なことも	14名
⑤その他	6名

自由記述を大別

④は「何とも思わない」「該当生徒は日本人です。母が中国残留孤児3世」など、無関心というような回答、日本国籍者だから問題なしというような回答である。慎重に扱うべき問題なので、確かに「本人や保護者の意向」が最優先されるべきである。国際結婚の場合は、外国にルーツがあっても日本国籍者で純日本風の名前を名乗っている場合が多いだろう。しかし、子どもが外国にルーツをもって生育してきており、見た目は日本人と大差なくても、家庭では母国の文化を大切に生活スタイルで暮らしているかも知れない。その生徒は二つの文化を半分ずつ「ハーフ」でもっている中途半端な存在ではなく、二つの文化を併せ持つ豊かな「ダブル」の存在であるという捉え方が提起されてきている。

今回調査の自由記述を読んでも、日本式の本名を使用していたり、日本式の通名を使用していることに関して、何ら疑問視せず不自然さを感じていない声がある。「本人や家族が希望し、日本国籍も取得しようとしているので、その意を尊重したい。」「歴史的な背景があり、なおかつ、個々人の価値観の違いがあるので、それに応じて使用されているのは問題無いと考えます。」「本校には日本生まれや幼少期に来日した子がほとんどで、親の意思で通名を使っている場合が多い。自分のルーツを理解していれば、特に名前にこだわらなくてもいいと思います。」と言うのが、自由記述にあった不自然さを感じていない声である。

クラスの中で、ニューカマー生徒はマイノリティの存在であるため、その存在について多文化・異文化を背景にもつ子どもであるという意識は、教師からは忘れ去られがちになってしまう。けれどもその子どもの持つ異文化を大切に、クラスの中で受けとめてやることによって、子どもの目は生き生きと輝き、クラスの一員であるという「受けとめられ感」につながるであろう。その安心感は、子どもの「自分が自分らしくいていい」という自信につながり、アイデンティティ確立への一歩になっていくのである。そういう支援のできる視点もまた、ニューカマー生徒と関わる教師には必要である。

先にも指摘したように名前の問題は、京都市立学校外国人教育方針では通名使用を当然視してはならないとしてきたし、家庭訪問をするなど保護者とよく話し合うことを推奨してきた。それは在日コリアンに対する民族差別の問題として提起されてきたわけではあるが、その視点に加えてさらに「異文化を排除しない」姿勢、すなわち「生徒の多文化的背景を理解し尊重する」という視点からも考えていきたい。ニューカマーの子どもの問題は在日コリアンの課題の応用であり、その意味で従来からの外国人教育方針を継承し、「名前」についても「多文化の視点」で保護者と連携する必要があるのである。

(2) 個々の教師が「多文化」を捉える視点

日本の公立学校は、当たり前のことだが日本の教育基本法の定める下に設置されている。教育基本法の前文には、以下のように記されている。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文に、「我々日本国民は」と明記された上で、教育の目的や理念が語られている。その前提がある

からという訳ではないかも知れないが、公立学校で教鞭をとる教師は日常の教育活動の中で、「日本」の子どもを育てているのである。日本語を喋るのは当たり前、日本の文化の中で育ってきたので、日本の歴史を学び日本の古典を学ぶというカリキュラムは当たり前なのである。しかし、今まで教師が当然視してきたそれらの前提は、在日コリアンの子どもたちの教育を進める中で反省されてきた。藤川正夫が、このように述べている¹¹⁾。

すべての子どもが、自己の父母から受け継ぐ自己の文化を誇りに思う権利がある。民族的自尊心を育む権利が保障されなければならない。誰がどういう資格で、子ども達の自然権とも言える民族的自尊心を育む権利を抑圧し踏みにじることができるのか。教室にあっては、日本名を名乗っていても在日コリアンであったり、日本国籍であってもルーツは韓国朝鮮であったり、国際結婚の子どもで両親のいずれかが外国人などと、外国にルーツをもつ子どもが在籍していることを決して忘れてはならない。その子ども達が見えてこないのは、見えてこないように追いつめられている結果だということを知らねばならない。

しかし実際に教壇に立っている教師に、こういった感覚は忘れ去られている場合が多く、「わたしたち日本人は」といった言葉に表れるように、全員が日本の文化の中で育まれてきた子どもであるという前提で日々を過ごしがちである。教師の中に多文化を捉える視点は弱く、目の前にいる生徒はすべて「日本人」であるという無意識が、根底に存在している。

すなわち、教師が多文化の視点を持つということは、生徒一人ひとりの文化的背景をも含めて「生徒理解」をし、その文化を尊重するのみならず、その視点から自分を含めた学校文化や学校の在り方を問い直すということである。それは一人ひとりを大切にするという人権教育の一部でもあり、人権の視点で学校文化や学校の在り方を問い直すことにも相通じる視点であると言える。

この視点についてはニューカマーの子どもたちに関わる課題として太田晴雄が早くから指摘してきた。「ニューカマーの子どもを担任する教師が一様に苦慮するのは、いじめや差別を受けることなく、いかにかれらを日本の子どもたちと仲良くさせるか、ということにある。その際、強調されるのは、かれらを『みんなと同じように扱うこと』であり、『外国人、日本人を意識せずに仲良くさせること』である。」¹²⁾ その結果、適応教育が強調されるとともに、ニューカマー独自の課題に対応することが「不公平」であるともとらえられてきた。今回の調査結果はまさに太田の指摘することを実証的に裏付けたものだといえよう。教師は日本人生徒同様に扱うことはしているが、ニューカマー生徒独自の課題の対応が弱いのである。それがどのような具体的行動として表れるかが今回の調査で示された。

このような「独自の課題」を捉えた生徒理解や関わりが必要であるとともに、そうした配慮をしたうえで適応指導することのみならず、子どもたちのありのままの存在を認める教育が必要であると、太田は次のように指摘している¹³⁾。

学校を多様な構成員からなる多文化共同体としてとらえ、子どもたちをその多様性において承認する方向性を見出さねばならないであろう。それこそが「一つの支配的な文化の反映」としての学校を、「多様な諸文化の価値の重要性を認める」学校へと変革する多文化教育の課題でもある。

本稿が指摘する「多文化の視点」とは、太田の言う「多様な諸文化の価値の重要性を認める学校」に

相通じるものである。

多文化の視点というと、往々にして国際理解教育を実践することに収斂してしまいがちである。確かに人権教育学活などで国際理解教育を実施することも大切であり、ニューカマー生徒の在籍する学級では実施していくべきことであるが、それだけではない。教師自身が持っている生徒理解の視点であり、学級経営の視点であり、教育実践すべてを問い直す視点である。その視点のメルクマールは、生徒の名前に対する教師の態度である。在日コリアン同様、通名を名乗ることを当然視せず、生徒のアイデンティティ・主体に関わる問題として捉える必要があるが、その視点が今回の実態調査では未だ不十分であるということが確認できたといえよう。

6. おわりに

本稿は「はじめに」にも記したように、京都市立学校外国人教育方針に示される在日コリアンへの教育実践とその応用としてのニューカマー生徒支援という観点で、学級担任の実態調査を分析してきた。その結果、支援事業があるものの、周知徹底が十分でないことやセンター校の配置が必要なことがわかった。それとともに、学級担任の関わりの課題も明らかになった。

すなわち、中学校現場では必要に迫られてなされる生徒指導上の関わりや学力の把握については「日本人生徒」同様に多くの教員が実践しているが、ニューカマー生徒独自の支援については未だに不十分であるということである。そして、その不十分さの背景には、担任教師の「多文化の視点」が弱いという問題があることを明らかにしてきた。ここでいう「多文化の視点」とはニューカマー生徒の保護者や家庭の文化的背景をも含めて生徒を理解するという生徒理解の視点であり、そうした生徒理解を踏まえた関わりや学級づくりをするなかで学校文化や自分自身を多文化の視点で問い直すということである。このような「多文化の視点」は在日コリアンについては一定程度実践されてきたが、ニューカマー生徒については十分でないことを生徒の名前をめぐる回答や自由記述で指摘した。

年々多忙化する学校現場では外部からの調査依頼については協力的でなくなっているが、今回調査では悉皆に近い調査を実施することができた。政令指定都市としての京都市がその責任でニューカマー生徒の支援を行うための基礎資料として活用して頂けたら幸いである。なお、本稿全体は伊藤と西村で話し合って執筆したことをお断りしておきたい。

実態調査にあたっては、京都市立中学校校長会、京都市立中学校教育研究会外国人教育部会及びニューカマー生徒を担当する学級担任の方々にご協力いただいた。ここに感謝申し上げる次第である。

注

- 1) 「ニューカマーの子どもたち」「ニューカマー生徒」という呼称については、「新たに渡日してきた生徒」を指す場合もあるし、在日コリアンという古くから日本に定住している外国人（「オールドカマー」）に対して「ニューカマー」とする場合もあるし、捉え方は様々ある。本稿で使う「ニューカマー生徒」は下記の臼井智美の言う「外国人児童生徒の3タイプ」のうち、オールドカマーではない子どもたちとした。

臼井智美は『イチからはじめる外国人の子どもの教育』（教育開発研究所 2009 年 p.196）の「基本用語の解説」の項で、次のように説明している。「外国人児童生徒とは、次の3つのタイプの児童生徒のすべて、もしくは一部を指す。①「外国人」（日本国籍を持たない者）の児童生徒のみを指す場合。②両親のいずれかが日本国籍である国際結婚家庭に生まれ、児童生徒本人が日本国籍を持つ場合。③国籍変更手続きを経て日本国籍を取得しているが、かつては両親（のいずれか）や児童生徒本人が外国籍であった場合。このうち、②や③の児童生徒は、国籍上は「日本人」であるが、「外国にルーツをもつ子ども」と称されることもある。」

また、中学校の担任の先生方に向けて実施した実態調査では、「日本語指導の必要な生徒及び外国生まれの保護者のいる生徒に対応する外国人教育に関する調査」というタイトルの下に調査を実施した。その場合の「日本語指導の必要な生徒及び外国生まれの保護者のいる生徒」も、上記三つのタイプの生徒を指している。

- 2) 京都市外国人教育プロジェクト・京都市教育委員会『外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査のまとめ 平成 20 年 3 月』（2008 年 3 月）。これによると、市立学校の外国籍の子どもは小学校 780 人（1.1%）、中学校 455 人（1.5%）、その国籍は韓国・朝鮮籍は 8 割、中国籍は 1 割で韓国・朝鮮籍の多くがオールドカマーだとすると、ニューカマーは 2 割ぐらいになる。一方、外国にルーツをもつ子どもは小学校 879 人（1.3%）、中学校 279 人（0.9%）で、韓国・朝鮮籍は 5 割、中国籍は 2 割、フィリピン籍が 1 割、残りはさまざまなルーツになる。外国にルーツをもつ子どもの把握は、大抵は家庭訪問等によってなされるため、実数より少なくなる。
- 3) 1998（平成 10）年『外国人教育実態調査集計結果・中間報告』京都市立中学校教育研究会外国人教育部会（中外研）。この組織は教育委員会内部の研究組織であり、校務分掌で外国人教育主任などを担当した教員たちの自主的研究組織である。1978（昭和 53）年に外国人教育研究推進委員会が発足し、1982（昭和 57）年に「京都市立中学校教育研究会外国人教育部会（中外研）」に改編され、現在も継続活動をしている。この研究会が京都市における外国人教育を牽引してきた。
- 4) 浜田麻里・土岐文行「京都地域における外国につながる児童生徒の“つながり”のために—外国につながる児童生徒の現状と“つながる会”の実践—」『京都教育大学教育実践研究紀要』第 7 号 2007 年 pp.121-130。
- 5) 臼井智美「日本の外国人教育施策の全国的動向とその問題点—都道府県の外国人教育施策の実態に関する調査の分析を通して—」『筑波教育学研究』創刊号 2003 年 pp.73-88。臼井智美「外国人児童生徒教育を行う教員への組織的支援に関する課題—担当教員の情報処理行動を助ける支援内容の検討—」『学校経営研究』第 30 巻 2005 年 pp.31-44。臼井智美「外国人児童生徒教育に関する教員研修の現状と課題」『国際教育評論』第 4 号 2007 年 pp.17-33。
- 6) 新倉涼子「外国人児童・生徒の受け入れに関わる教師の意識」『千葉大学教育実践研究』9 号 2002 年 pp.221-229。
- 7) 京都市立中学校は 75 校あるが、不登校生徒受け入れ校である洛風中学校と、不登校生徒受け入れ並びに二部（夜間）学級設置校である洛友中学校は、集計から除外することにしたため、最終的な調査対象校は 73 校となった。尚、洛友中学校については、昼間部（不登校生徒受入れ部）在籍生徒 8 名中該当生徒は 0 名、夜間部（不就学のまま学齢期を超過した生徒の受入れ部）在籍生徒 49 名中 30 名が外国籍生徒、16 名が外国にルーツをもつ生徒である。実態として、夜間部が学齢超過のニューカマーを受け入れる機関になっている。

8) 京都市では、ニューカマー生徒対応やそれらの生徒を理解する学習を推進するために、次の5つの事業を展開している。①通訳ボランティア派遣事業 ②日本語指導ボランティア派遣事業 ③初期日本語指導員派遣事業 ④多文化学習推進プログラム ⑤学校連絡文書の訳語集の5つである。ニューカマー生徒の対応に有効に働いているものもあるが、①②③については派遣について回数の制約があったり、申請してから派遣までに時間差があり、本当に必要としている時期に来てもらえなかったり、緊急を要する時に対応してもらえない等の現状がある。下に、派遣についての概要をまとめた。

	回数	時間等	対応言語 その他情報
①	上限10回／年間	1回2時間程度	英語・中国語・韓国朝鮮語・タガログ語
②	上限52回／年間	放課後1時間程度	日本語による日本語指導
③	35回（約4カ月）	週2回	専門的な立場から来日初期に日本語習得の支援をする。その後、②に引き継ぐ。

また②については、派遣申請書類に生徒の日本語力（話す・聞く・書く・読むの4観点）、日本に来日してからの期間、保護者の日本語力、生徒の教育経験（来日までと来日以降）等を記入する調査用紙を添付しなければならない等、申請上の事務手続きが煩雑である。

⑤については、翻訳言語が4か国以上あるが、ニューカマー生徒のもつ母国は多様になってきているため対応していない言語もある。また各校に1冊ずつしか配布されていないため、それを所管する外国人教育主任が異動する時に引継ぎがうまくいかず、紛失している場合がある等、有効利用できていない現状がある。訳語集の配布から10年近く経過する現在では、そこに掲載されている情報が既に古い情報として使えなくなっている現状もある。5つの事業それぞれに、見直しや改善の時期が来ている。

- 9) 前掲臼井智美「外国人児童生徒教育に関する教員研修の現状と課題」『国際教育評論』第4号 2007年 pp.17-33。
- 10) 京都市では、日本語指導が必要な児童・生徒が1校に5名以上在籍する場合、常勤の日本語指導教員が配置されている。少数在籍の学校では、日本語指導ボランティアが、週1～2回、放課後1時間程度、年間52回を上限として派遣される。この日本語指導ボランティアの制度は、1999（平成11）年より運用されている。
- 11) 韓裕治・藤川正夫監修『民族共生教育の原点—在日朝鮮人教育から在日外国人教育の歩み—』明石書店 2008年 pp.8-9。
- 12) 太田晴雄『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院 2000年 pp.219-220。
- 13) 同上書 p.231。